

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市教育文化センター使用許可に関する事務（使用の許可）
根拠条例等・条項	堺市教育文化センター条例第5条、第6条、第8条及び第27条 堺市教育文化センター管理運営規則第6条
所 管 課	教育センター 企画相談課
審 査 基 準	堺市教育文化センター条例第5条、第6条、第8条及び第27条、堺市教育文化センター管理運営規則第6条に基づき審査する。 ○堺市教育文化センター条例 （使用の許可） 第5条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があり、使用させることが不適当であると認めるとき。 3 委員会は、会館の使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付けることができる。 （使用期間） 第6条 会館を連続して使用することができる期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて当該各号に定める期間を超えることができない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) ホール、楽屋及びリハーサル室 7日 (2) ギャラリー 14日 (3) 研修室等 5日 （使用の許可の取消し等） 第8条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。 (1) 第5条第2項各号のいずれかに該当したとき。 (2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。 (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。 2 前項の規定による使用の許可の取消し、使用の制限若しくは停止又は退館によって使用者に損害が生じてても、本市は、その責めを負わない。 （管理の基準） 第27条 センターの管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。 (1) 使用の許可等は、第5条、第6条及び第8条の規定の例により行うこと。 (2) 開館時間及び休館日並びに利用時間（次項において「開館時間等

	」という。)は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、指定管理者が委員会の承認を得て定めること。 (3) 個人に関する情報(以下この条において「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。 (4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密(個人情報を含む。)を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。 2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。 ○堺市教育文化センター管理運営規則 (使用の許可) 第6条 使用の許可は、条例第12条第3項の規定による後納の場合を除き、使用料の納付があった後、堺市教育文化センター使用許可書(ホール、ギャラリー及び楽屋にあっては様式第2号(甲)、ホール、ギャラリー及び楽屋以外の施設にあっては様式第2号(乙)。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付して行う。	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	